

教育における「調和と協調に基づくウェルビーイング」を考える

宇野 光範

1. はじめに

「ウェルビーイング」は今後の日本および世界の教育で中核的な意味を担う用語である。

令和5年6月、第4期教育振興基本計画が閣議決定され、教育基本法第17条に基づき国会に報告された。第4期教育振興基本計画（以下、「基本計画」）は「将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画であり、本計画に基づいて我が国の教育政策が展開されるよう教育関係各位により取組の推進を期待」（文部科学省 2023a:1）するものである。そして基本計画のコンセプトとして、日本発の調和と協調に基づくウェルビーイングを国際的に発信することが掲げられた（文部科学省 2023a:10）。先立つ2019年 OECD 教育スキル局 Education 2030 プロジェクトにおいては、「学びの羅針盤」（The OECD Learning Compass 2030）が示され、そこでは個人および社会のウェルビーイングが「共通の目的地」として謳われている。

「ウェルビーイング」という語の解釈や使用法、また「調和と協調に基づくウェルビーイング」の意味をどのように捉えるかは、教育活動に大きな影響を与えることになる。一方で、「ウェルビーイング」に代表される広範な意味を持つ日常用語の分析には、言語学、哲学、文化論等、学際的視野からの総合的な検討が必要である。

2. 「ウェルビーイング」という語の意味と使用形式

第4期教育振興基本計画では「ウェルビーイング」という語を次のように説明している。

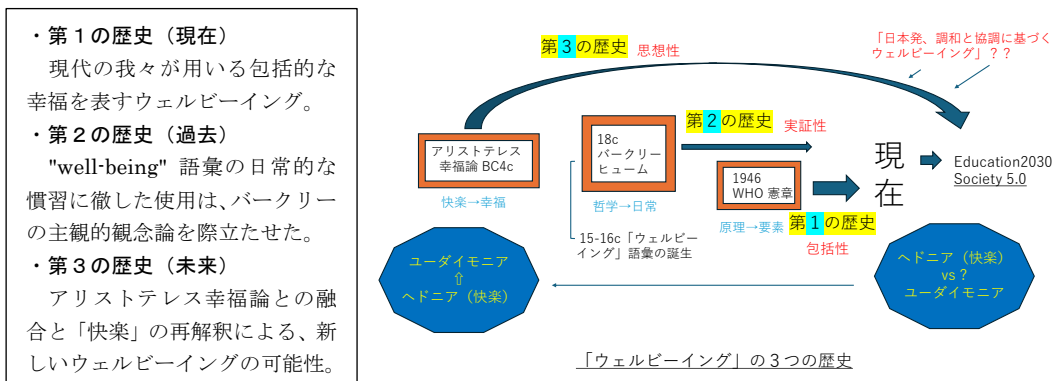
○ ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。（文部科学省 2023a:8）

この第1文の中で「身体的・精神的・社会的に良い状態にある」という部分は、「ウェルビーイング」の意味の内包的な規定（定義に近い役割を持つもの）である。そして、「短期的な幸福」以降第2文も含めた後半部分は、基本計画における「ウェルビーイング」の意味の外延的な拡張、すなわち、その語本来の意味に追加、あるいはその本来的で欠くことのできない一部とみなして読み込むべき、具体的な性質として主張されている。

基本計画での説明にもみられるように、「ウェルビーイング」という語の日常語彙としての使用は、「～だけではない」という表現（基本計画では「～のみならず」）によって拡張されていく形式を持っていることが特徴的である。「ウェルビーイング」という語の意味は、ウェルビーイング概念を満たすような具体的な条件や性質（外延）たちが、例えば「身体が健康であること＋貧困状態にないこと＋主観的な生きがいを感じていること＋…＋…」というように拡張されていくような、包括的なものとなっていることを認識することが重要である。

3. ウェルビーイング概念の3つの歴史：現在、過去、未来

それでは、ウェルビーイングという概念は、歴史的に、どのように拡張され、現在の包括性を備え、どこに向かおうとしているのか。本研究では、ウェルビーイングを3つの歴史において捉えることを提案する。



まず、第1の歴史として、現在の我々が使う「ウェルビーイング」という語彙使用の直接の契機を、1946年の世界保健機構（WHO）憲章前文の「健康」の定義に求める。ここでは健康が、肉体のみならず、精神的、社会的ウェルビーイングにある状態として説明され、ウェルビーイングがさまざまな性質を内包する包括的な概念として扱われるようになった。なおこの憲章前文における "well-being" には、「ウェルビーイング」という日本語訳ではなく「すべてが満たされている状態」という翻訳表現が当てられた。

第2の歴史は、well-being という語彙そのものの黎明期に着目する。オックスフォード英語辞典では、15-16世紀に現在と同じ表記での語使用が確認されているが、本研究で特に注目するのは、この語彙の安定期に入ったと推測される、1700年代のイギリス経験主義における「ウェルビーイング」という語の使用法である。ウェルビーイングは哲学的な厳密性に対抗して、日常生活における処世上の語彙であることを際立たせる使用がされていた。

第3の歴史として提唱したいのは、一度アリストテレスまで遡り、Society 5.0 に示唆を与えるのではないかと考えるウェルビーイングの概念で、ここでは、ウェルビーイング論と幸福論とが再融合される。2021年に内閣府は「Society 5.0」を再定義したが、その際「一人一人が多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」という文言が、定義に加わった。ウェルビーイングという概念が正式に導入され、同時にそれに「多様な幸せ」という日本語をあてて説明をしていた。幸福をウェルビーイングとの関連において捉える際に中心的な役割を持つと考えられる、快樂（ヘドニア）と幸福（ユーダイモニア）という語はアリストテレスに遡るが、これらは基本計画策定時の中央教育審議会での議論に遡し、基本計画本文のウェルビーイングの説明に影響を与えた。

4. パークリーにおける "well-being"

18世紀イギリス経験論の著作においては「ウェルビーイング」が哲学的な幸福を表現するものとして用いられてはいなかった。これを確認することは、現代のウェルビーイング解釈に有益な知見をもたらすと考えられる。

George Berkeley (1685-1753) の *A Treatise Concerning the Principles of Human Knowledge* (1710) には well-being という語が、現在と同じハイフン付きのこの表記で一度だけ登場する。

In the ordinary affairs of life, any phrases may be retained, so long as they excite in us proper sentiments, or dispositions to act in such a manner as is necessary for our well-being, how false soever they may be if taken in a strict and speculative sense. Nay, this is unavoidable, since, propriety being regulated by custom, language is suited to the received opinions, which are not always the truest. (Principles of Human Knowledge 52 節. 斜体および綴りは原著に従う)

主な部分を要約すると「普段の生活の中では、私たちに適切な感情や呼び起こしたり、私たちのウェルビーイングのために必要な行動をとったりするためであれば、厳密には全く正しくないようななどのような言い回しであっても、そのまま使い続けることをしてよい」といった内容となるであろう。

パークリーの「ウェルビーイング」とは、簡単にまとめるならば、私たちが日常生活を穏便に送るための処世術が成功している状態であるということが出来る。哲学的真理に目を瞑り、人と合わせて無難に過ごしている状態、と言い換えることも出来るであろう。パークリーの用法ではウェルビーイングの対極に位置する態度は、正しさや厳密さであり、ウェルビーイングはそれらを犠牲にしても手にするコミュニケーションの安全な進行である。

パークリーの著作は、一般常識とは距離を置く彼の現象主義的な主観的観念論を擁護するために書かれているため、日常的な言葉づかいと哲学や科学における厳密な言葉づかいとを区別することが特に重要だったのである。

なお今回のパークリーの著作をあたった調査では、上記主著の『人知原理論 (1710)』に加え、*A Theory of New Vision* (1709) の 57 節、*Three Dialogues* (1713) の p. 219、および *Alciphron* (1732) の複数箇所においても同様の用法での "well-being" の使用を確認した。また逆に "well-being" に哲学的な深みを持たせるような用法での利用はひとつも発見されなかった。

我が国の第4期教育振興基本計画で「調和と協調のウェルビーイング」が語られる際、最初に想定される懸念は、それが学校教育において同調圧力を助長するような、エージェンシーを育むこととは反対の方向に学習者を導く恐れはないだろうか、ということである。これを見越し中教審資料には「協調的幸福については、「同調圧力」につながるような組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、他者とのつながりやかかわりの中で共創する基盤としての協調であるという考え方に基づく」（中央教育審議会 2023c:34）とある。しかしながら、18世紀イギリスにおける「ウェルビーイング」が「空気を読む」態度と類似の状態を示していたことをみると、「ウェルビーイング」の意味内容そのものに同調圧力の払拭を委ねることの困難さを窺い知ることができるであろう。

5. 「調和と協調のウェルビーイング」の解釈について

基本計画のウェルビーイングの説明における「短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義」という部分について、読点の前後の対比が、短期的対持続的という時間についての対比であるのか、短期的幸福と持続的幸福は、質的に幸福の種類が全く異なる、として対比しているのかが論点として浮上する。

中教審委員の内田由紀子は、ユーダイモニアとヘドニアの語を使用しそれらを対比した(内田 2023:6'03")。これらの哲学用語は答申本文には出現しなかったが、「短期的な幸福」がヘドニア(快楽)を、「生きがいや人生の意義」がユーダイモニアを指していたことが先の資料から分かる。ユーダイモニアはアリストテレスが、人の求めるところの至高の幸福として述べたもので、内田(2023)ではヘドニアがユーダイモニアと対照されている。

一方、至高の幸福である「ユーダイモニア」は、英語で *happiness* と訳されながらも両者の概念上の不一致が問題となってきた語彙である。いま、「ウェルビーイング」と「ユーダイモニア」とを親和的な概念として捉える道が開けた際、*happiness* がヘドニアに近いのかユーダイモニアに近いのか、という議論を媒介として、「そもそも幸せとはどのようなものであるのか」という幸福論が、ウェルビーイング論を交えて復活するのである。

「調和と協調のウェルビーイング」とは何と何の調和か、という文法的な問題も避けて通ることができない。

リーフレット(文部科学省 2023b:2)では、ウェルビーイングにおける「獲得的な要素」と「協調的な要素」とを「調和的に育む」と記されているため、調和は、獲得的ウェルビーイングと協調的ウェルビーイングとの調和、と解釈するのが自然である。しかしそうであれば、ウェルビーイングは「獲得と協調」に基づくもの、として説明されるべきだ、というのが文法的に自然な形となるはずだが、実際はそうになっていない。英語版では顕著で、*Well-being based on balance and harmony* となっているため、常識的な解釈では、*balance* と *harmony* が同じカテゴリーレベルに属し、人間関係や、社会関係における他者との調和や協調、と解釈するのが自然となる表現になっている。「バランス」の対象と主体が、重要な部分において、文法構造からは見えにくくなっているのである。

6. 結論と展望：ヘドニア(快楽)とウェルビーイング

それでは、日本の教育現場において「ウェルビーイング」の概念がポジティブに機能するのは、どのような点においてかを考えたい。

ここでの主張は、アリストテレス幸福論における、ヘドニアとユーダイモニアの関係が、*Society 5.0* の教育に生かされるのではないかと、いうもので、ここではヘドニア(快楽)の扱いが鍵となる。

まずアリストテレスにおいては、ヘドニア(快楽)は悪であるどころか、むしろ善として捉えられている。行為そのものではなく「やりすぎる」という度合いの逸脱に、悪の根拠が存在するのである。そしてアリストテレス幸福論では、最終的には、ヘドニア(快楽)こそが、ユーダイモニアへと導く最高善として解釈されることになる。

では、教育におけるウェルビーイングにおいて、快楽はどのような可能性をもつか。

「知ることの喜び」や共創といった意味においては、かねてより、教育における快楽は認められ続けてきた。

そしてさらに今回の検討から示唆されることは、我々は「知ることや生み出すこと一般」に対する快楽にウェルビーイングを見出すのではなく、それぞれ個別の知識や、スキルの獲得において、アリストテレスが捉えたのと同様、別種のヘドニア(快楽)を体験する場として、教育現場を捉えることができる、ということである。

こうした快楽は、それによってウェルビーイングを得ることになるツール、ということではなく、教育におけるウェルビーイングの現れそのものとなりうる。学びの快楽を、手段のみならず、エージェンシーと一体化した教育の目的として捉えることができるのではないかと、というのが本研究から示唆されることの予測である。

参考文献(略記)

アリストテレス(高田三郎 訳)(1971)『ニコマコス倫理学(上)(下)』, 岩波文庫 青 604-1, 2.

Berkeley, G. (1709) *A New Theory of Vision* 他(本文参照), Everyman's Library, Dent & Sons Ltd (1910) 版
文部科学省(2023a) 教育振興基本計画(本文) https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

(2023b) 教育振興基本計画(リーフレット) 同上

文部科学省 中央教育審議会(2023c) 次期教育振興基本計画について(答申) 参考資料・データ集

OECD(2020)「ラーニング・コンパス 2030(学びの羅針盤 2030) 仮訳」(原文 OECD Future of Education and Skills 2030, Conceptual learning framework: Learning Compass 2030, OECD, 2019)

内田由紀子(2023)「次期教育振興計画ポイント解説～ウェルビーイング編～」文部科学省 *mextchannel* 配信

宇野光範(2024)「『ウェルビーイング』の哲学的基礎について」神戸親和大学 児童教育学研究 43, pp. 15-33.

WHO(世界保健機構) 憲章前文(1946, 1951 日本公布) 日本 WHO 協会仮訳 <https://japan-who.or.jp>